

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、高等教育の修学支援新制度の運用について重要なお知らせをするものです。必ず確認をお願いします。

事務連絡
令和3年1月22日

各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課
総合教育政策局 生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた
高等教育の修学支援新制度の運用等について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の運用にあたり留意すべき点について、今後の取り扱いをお知らせします。各大学等におかれては、下記の事項に十分御留意の上、御対応いただきますようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方独立行政法人を設置する地方公共団体の担当課におかれてはその設置する地方独立行政法人を通じて、その設置する大学等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

令和2年4月27日付事務連絡で周知いたしました適格認定の学業成績の基準等について再度ご連絡いたします。新制度における適格認定の学業成績については、修得した単位数等が基準に満たない場合であっても、「災害、傷病その他のやむを得ない事由」（以下、「やむを得ない事由」という。）がある場合は例外として学修意欲を確認することで判定することが可能です。在学採用時における修得単位数についても同様です。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により学業成績が基準を満たさなかった場合は、上記の「災害」に類するものとして取り扱いますので、各大学等におかれましてはご留意ください。

なお、やむを得ない事由によって、認定取消とならない場合においても支援期間の上限を超えて支援を受けることは出来ません。

【参考】

◆ 文部科学省ホームページ

- ・ 大学生・高校生・保護者向け特設ページ <http://www.mext.go.jp/kyufu/>

- ・ 高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（トップ＞教育＞大学・大学院, 専門教育＞高等教育の修学支援新制度）を参照

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm

◆ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ

- ・ 給付型奨学金：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

（ホーム＞奨学金＞奨学金の制度（給付型））を参照

- ・ 貸与型奨学金：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>

（ホーム＞奨学金＞奨学金の制度（貸与型））を参照

- ・ 緊急採用・応急採用：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

- ・ 進学資金シミュレーター：<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

（本件問合せ先）

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3505）

e-mail: gafutankeigen@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について

適格認定の学業成績の基準

廃止

- 次の1～4のいずれかに該当するとき
1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
 2. 修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の5割以下であること
 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること

警告

- 次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。）
1. 修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の6割以下であること
 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。
 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

ただし

● 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置

制度の適正な運営のため、学修成果が明確な場合か、本人の責めに帰さない、やむを得ない事情に限定して特例措置を講じる。

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

※単純に合格者の人数で区切るのではなく、十分に資格取得できる水準であること。

※公的資格や検定の他、それらに準じて同等以上の社会的評価を有する資格や検定とする。

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

※ 特例②又は特例③に該当しても、左表の「警告」区分の1.又は3.に該当していれば、「警告」の対象となる。

● 2年次以上の在学採用の基準

次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- ② 次の（ア）又は（イ）のいずれにも該当すること
ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により（ア）に該当しない場合には、（イ）に該当することで足りる。【特例①】
 - （ア） 修得単位数が標準単位数(※)以上であること
 - （イ） 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

(※) 単位制によらない専門学校にあたっては履修科目の単位時間数

★特例①:「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症による影響によるものを含む